



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道における小・中学校用机・いすの規準と適用に関する調査研究
Author(s)	横山, 尊雄; Yokoyama, Takao; 後藤, 永一 他
Citation	北海道大學工學部研究報告, 19, 241-254
Issue Date	1958-08-15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/40638
Type	departmental bulletin paper
File Information	19_241-254.pdf



北海道における小・中学校用机・いすの 規準と適用に関する調査研究

横 山 尊 雄
後 藤 永 一

Research on Standard and Application of Desks and Chairs used at Elementary and Middle Schools in Hokkaido

Takao YOKOYAMA
Eiichi Goro

Abstract

Among the sizes of desks and chairs used by pupils at elementary and middle schools, especially the height is most important. Because the height of desks and chairs has large influences on learning volition, learning efficiency and health preservation of pupils, in addition those influences continue after they grow up.

Until today, many standards on the height of desks and chairs have been set and applied to each school. But after the war, keeping with the changes of social environment, physique of pupils have been remarkably well grown, so it is necessary to review the former standard and its application.

From this point of view, we made an investigation into the size and application of desks and chairs used at elementary and middle schools in Hokkaido.

This is a report presented the result of this investigation.

目 次

まえがき	2
§1. 研究目的	2
§2. 研究方法	2
§3. 調査結果とその考察	3
1. 1・2人用机の使用状況	3
2. 机・いすの高さの階層数	3
3. 机・いすの高さの分布	5
4. 建築学会規準案との比較(高・低すぎの分布)	9
5. 差尺の分布	10
6. 配分率	12
§4. 総括	12
あとがき	13

まえがき

小・中学校における児童・生徒が使用する机・いすの大きさ、とくにその高さは児童・生徒の学習能率・学習意欲・保健・衛生上に多大の影響をもち、かつその影響が成長後まで持続されるために極めて重要である。それゆえこれらの寸法については欧米においてすでに多数の研究および改良事例がみられるが、日本でも明治の中頃より数多くの調査・研究が行われ、文部省もこれを重視して大正10年にそれらの基準寸法を制定し、文部省通達として勸告を行っている¹⁾。しかるに戦後社会環境の急変に伴ない児童・生徒の身体的発育がめざましく、従来の基準寸法とその配分・適用について再検討する必要性が生じた。そこで文部省・工芸試験所および建築学会ではこれらに応ずる適正な新しい基準寸法・各学年への配分割合について調査・研究を行い、一応の規準案が作成された²⁾。本研究はそれらの規準案が新しい教育形態・教育内容のもとで自然的・社会的事情の異なる北海道においても適合するかどうか、またもし適合しないならばいかなるものが適合するかを見いだそうとする意図のもとに行われたものである。

§1. 研究目的

本研究は北海道における学校用机・いすの寸法および適用に関する規準を作成する意図のもとに、本道における小・中学校用机・いすの基準寸法と使われ方の現状を調査し、その実態を明らかにするのを目的とする。

§2. 研究方法

札幌市および北海道における机・いすの規準と使われ方の現状を把握するために札幌市立の全小・中学校と全道の小・中学校のうちの数十校につき調査票による調査を行った。ただし全道調査の方は費用の関係から30年度に文部省が行った調査票を生のまま資料として借用した³⁾。調査校数・回収数・回収率などは第1表のとおりである。

第1表 調査校数・回収数・回収率(%)

地域・学校	学校数	調査校数	回収数	回収率	
全道	小学校	2289	46	38	82.5
	中学校	1320	26	18	69.4
	計	3609	72	56	77.8
札幌市	小学校	52	52	44	84.2
	中学校	23	23	18	78.4
	計	80	75	62	82.7

全道の場合の抽出率は2%

§3. 調査結果とその考察

札幌市および全道における調査結果のうち主なるものについて検討すればつぎのとおりである。

1. 1・2人用机の使用状況

札幌市および全道の小・中学校で使用されている机のうちで1人用机・2人用机の使用状況は第2表のとおりである。中学校においては全道・札幌市ともに1人用机が多く用いられ、

第2表 1・2人用机使用状況 (%)

学 校・地 域	全校1人用机	1部1人用机	全校2人用机
小 学 校	全 道	5.3	89.4
	札 幌 市	36.4	0
中 学 校	全 道	77.8	11.1
	札 幌 市	94.4	0

小学校では札幌市の場合是一部1人用机を使用している学校が63.6%、全部1人用机を使用している学校が36.4%と順次1人用机を用いる方向に向いているごとく見受けられるが、全道の場合には全校2人用机を使用している学校が89.4%と圧倒的に多く、また1人用机に切替えようという傾向もつまびらかでない。調査票の「1人用机と2人用機のどちらを希望するか」の間に対しては札幌市の場合も小・中学校とも100%1人用机を希望しており、しかも「今後机を購入する場合にはJISに合致したものを購入しようと思うか思わないか」の間に対する答のうち「購入しようと思わない」という回答が33%あつたが、その購入しようと思わない理由のうち「2人用机だから」⁴⁾と答えたものが小学校では62%、中学校では66%もあつた。全道の場合は調査項目としてではなく「その他の希望事項」に記入する形式になつていたために無記入が多くこの点については明確ではないが、それに関する希望内容を記入したもののうちでは、小学校では1人用机希望と2人用机希望との割合は各56.5・43.5%で1人用机を希望するものがわずかに多く、中学校では明らかに1人用机を希望したもの27.8%、希望なしまたは不明合せて72.2%であつたが、小学校では1人用机と2人用機の希望の割合が相半ばしているのは札幌市の場合と比較して注目されよう。1人用机と2人用機の長所・短所については一概に決定しがたく、使用上の能率・新しい教育形態・教育内容・教室面積および価額などの点から充分検討する必要がある。

2. 机・いすの高さの階層数⁵⁾

調査対象となつた小・中学校における机・いすの高さが全校を通じて何階層に分けられているかを調べた結果は全道の場合、小学校では最少は机3・いす2、最多は机13・いす10まであり、中学校では最少は机・いすとも各1(全校同一の高さの机・いすを使用している)、最多

は机6・いす7まであり、札幌市の小学校では最少は机・いすとも各2、最多は机11・いす12、中学校では最少は机・いすとも各1、最多は机6・いす4であつて、それらの階層数の頻度は第3表のとおりである。小・中学校に備えられる机・いすの高さの階層数については、古くは大正10年の文部省通達をはじめ第4表にみられる如く数多くの例があるが、この調査に関係のある札幌市教育委員会の規準では机・いすとも小学校6・中学校2・計8階層である。全道の場合は市町村が多数含まれているために明らかでなく、また規準があるか否かも不明である。

つぎにこれらを学年別にみれば、1つの学年に1種類の高さの机・いすしか備えていない学校が札幌市および全道の小・中学校を通じて40~50%を占めており、札幌市の場合その割合は各学年とも大体1→2→3種の順に少なくなつてきているのに対して、全道では各学年とも3種類の机・いすを備えているものの方が2種類備えているものよりも多く、また各学年に1種類の机・いすしか備えていない学校数の割合は小学校では札幌市の方が多く、中学校では全道の

第3表 机・いす高さの階層数頻度

階層数		1	2	3	4*	5**	6	7	8	9	10	11	12	13	計
小学校	机	全道		5	5	9	5	6	3	1	2		1	1	38
		札幌市	1	6	12	10	3	7	1	1	2	1			44
	いす	全道	2	3	6	10	6	5	3	2	1				33
		札幌市	2	4	8	9	7	3	3		2	1	1		40
中学校	机	全道	5	4	6	1	1								18
		札幌市	3	8	4	2		1							18
	いす	全道	4	2	4	2		1	1						14
		札幌市	2	9	4	1									16

* は中学校, ** は小学校に備える階層数の建築学会案

第4表 机・いす高さの階層数配分規準・案

学 校 別		小 学 校	高等小学校*
職 前	文 部 省 通 達	6	2
	栗 原 茂 夫 氏 案	—	9
	視 力 保 健 連 盟 規 格	—	12
	札 幌 市 大 通 り 尋 常 小 学 校	7	
	著 者 案	8	4 (新・中は5)
職 後	J I S	—	7
	札 幌 市 教 委 規 準	6	2 (新・中)
	建 築 学 会 案	5	4 (新・中)

* 現在の中学校2学年までに当る

第5表 机・いす高さの基準寸法・学年別配分割合 (cm・%)

学 会 案 (左 男子・右 女子)

号 数	机 高	いす高	小 学 校						中 学 校			
			1	2	3	4	5	6	1	3	3	
1	44.0	22.8	50 50	10 20								
2	48.0	25.1	50 50	70 70	40 50	10 20						
3	51.5	27.4		20 10	60 50	70 60	50 50	20 20				
4	55.5	29.7				20 20	50 50	60 50	40 40	20 10		
5	59.5	32.0						20 30	50 50	40 50	30 40	
6	63.5	34.3							10 10	40 40	50 50	
7	67.5	36.6									20 10	
筆 者 案												
0	47.0	26.0	25									
1	49.0	27.5	50	25								
2	51.0	29.0	25	50	25							
3	53.0	30.5		25	50	25						
4	55.0	32.0			25	50	25					
5	57.5	33.5				25	50	25				
6	59.5	35.0					25	50	25			
7	62.0	36.5						25	50	25		
8	64.0	37.5							25	50	25	
9	66.0	38.5								25	50	
10	68.0	39.5									25	

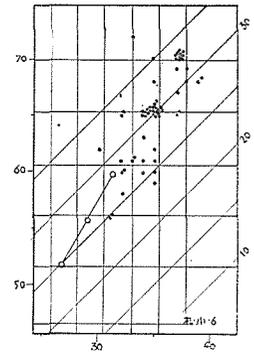
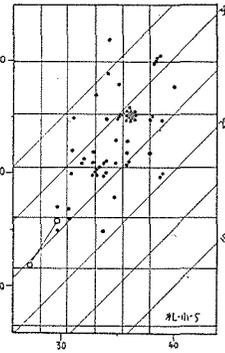
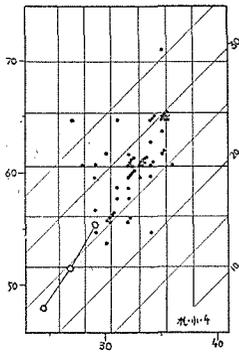
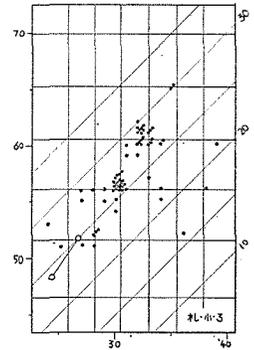
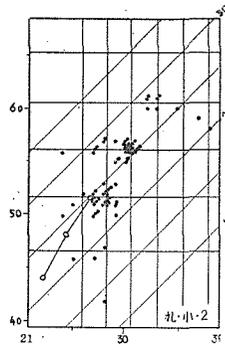
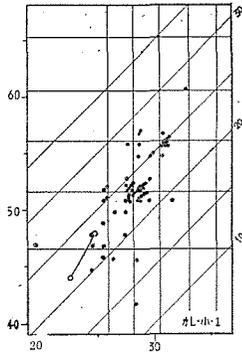
方が多い。各学年に何種類の高さの机・いすを配分するかについては従来配分規準の資料が少なく、JISにおいてもこれについては触れていない。前記の日本建築学会設計計画規準委員会案(以下学会案と略称)は小学校については1・3・5学年が各2種類、2・4・6学年が各3種類、中学校では1・2・3学年とも各3種類の高さの机・いすを備える案であり、筆者の案は小学校では1~6学年を通じて各学年とも3種類・計8種類、中学校では各学年とも3種類・計5種類である。これらを各学級への配分割合とともに表示すれば第5表となる。

3. 机・いすの高さの分布

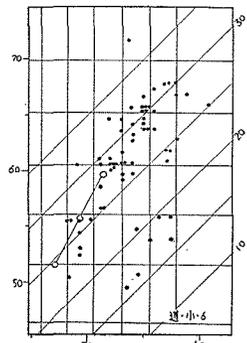
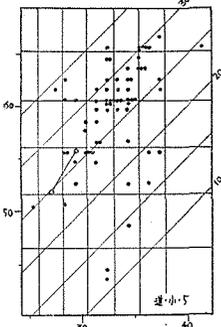
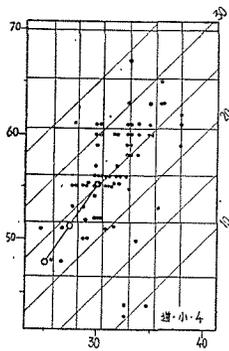
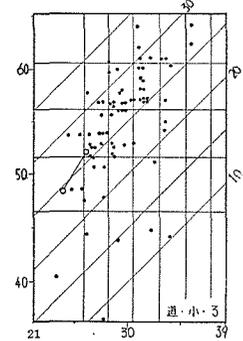
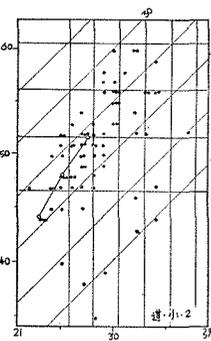
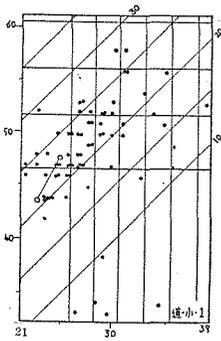
机・いすの高さの相関的な分布は第1図のとおりである。これによれば札幌市の場合は市教委規準の影響が強く、分布が基準寸法の附近に集中しているのが目立ち、小学校の場合にとくにこの傾向が著しい。これに反して全道の場合は中学校のみならず小学校も特定部分への集中が稀薄であるが、これは前述の理由によるものと考えられる。

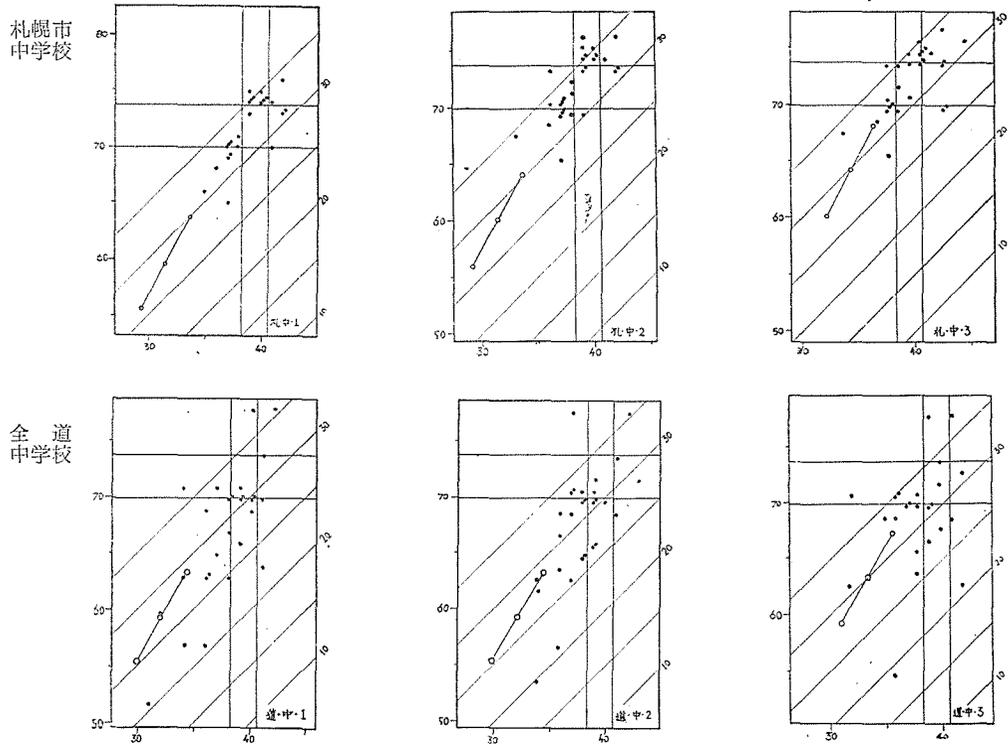
両者を通じての一般的傾向としてすべての規準および現在使用されている机・いすの寸法は高すぎると考えられ、とくに札幌市の小学校の場合には高学年になるに従って高すぎる度合が

札幌市
小学校



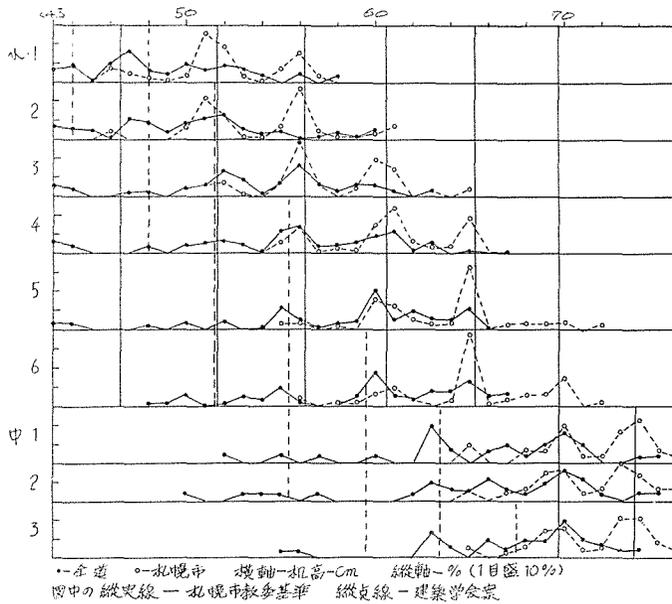
全道
小学校





たて軸は机高さ・よこ軸はいす高さ・斜め線は差尺・単位はともに cm。図中のたて・よこ線は各いす・机の札幌市教委の基準寸法。○—○ は学会案の基準寸法。

第1図 机・いすの相関分布



●—● 全道 ○—○ 札幌市 横軸—机高—cm 縦軸—% (1目盛10%)
 図中の縦実線—札幌市教委基準 縦虚線—建築学会案

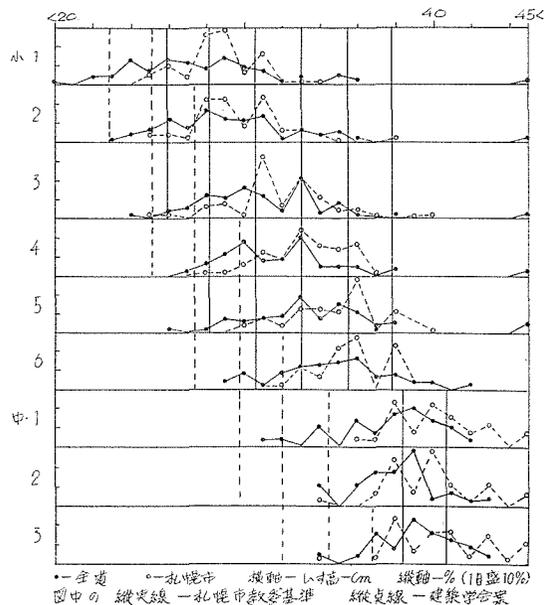
第2図 机高さの分布 (%)

第6表 机・いすの組合せで学会案に該当するものの割合 (%)

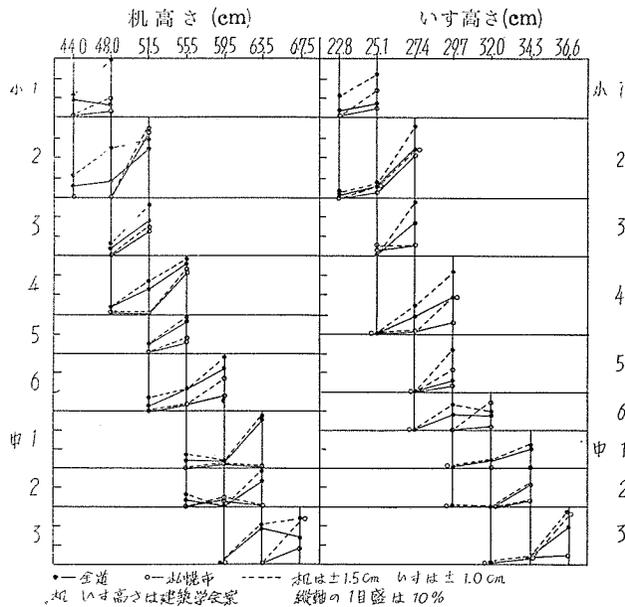
机高 (cm)	いす高 (cm)	小学校 (学年)						中学年 (学年)		
		1	2	3	4	5	6	1	2	3
44.0	22.8	8.4 0	3.8 0							
48.0	25.1	0 6.3	3.8 0	0 0	0 0					
51.5	27.4		3.8 11.1	6.8 1.5	1.3 0	0 0	0 0			
55.5	29.7				13.3 1.6	5.8 1.5	3.0 0	3.9 0	0 0	
59.5	32.0						9.1 3.2	3.9 0	0 0	0 0
63.5	34.3							0 0	3.6 0	0 0
67.5	36.6									0 3.7

上段は全道，下段は札幌市

大きくなるごとくみられる。試みに学年別に学会の規準案に該当するものをみれば第6表のごとく極めて少ない(前述のように調査票の記入寸法は種々の誤差が含まれているとみられるから±0.5 cmの範囲のものはすべて該当するものとみなした)。



第3図 いす高さの分布 (%)



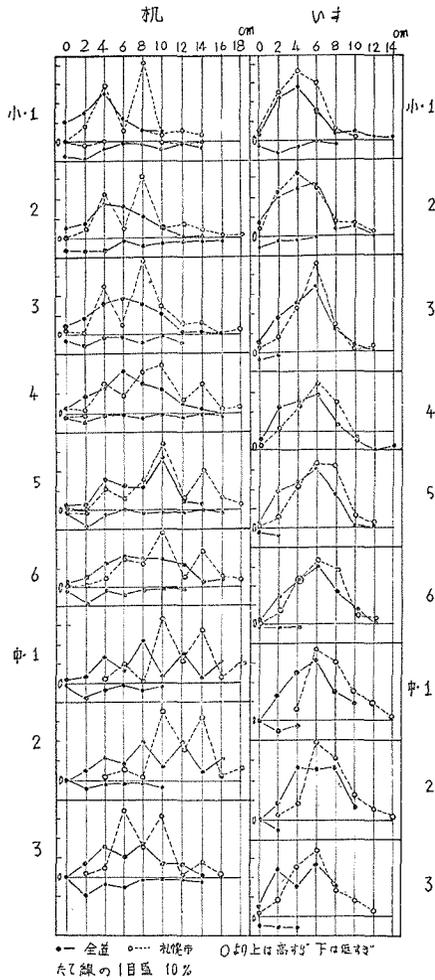
第4図 建築学会案に該当するものの分布 (%)

つぎにこれらを机・いすに分けてそれらの分布をみれば各第2・3図のとおりである。すなわち札幌市の場合は小・中学校とも市教委規準の影響が強くみられるが、全道の場合は札幌市の場合程集中的ではない。しかし試みに札幌市の規準をあてはめてみれば札幌市の基準寸法に近いものが比較的多く使用されているとくみられる。中学校では札幌市の場合いすの基準寸法は2種類しかないが、それでもなおその基準寸法への集中が目立ち、全道の場合もその集中の仕方が似ている点からみて、中学校でも同じ基準寸法に近いものが多く用いられているのではないかと考えられる。これらのうち学会案に該当するもの*は第4図のとおりで、すべて右上りである(高い方の基準寸法に該当する割合が多い)のは札幌市・全道とも基準寸法が高きに失することを示すものであろう。

4. 学会規準案との比較(高・低すぎの分布)

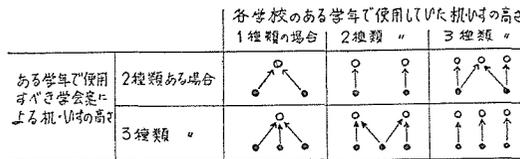
札幌市および全道で使用している机・いすの高さを学会案に比較してその高・低すぎの分布をみれば第5図のとおりである。すなわち小・中学校の机については札幌市の場合は市教委規準が強く影響しているのが目立ち、全道の場合にはその傾向が少ない。いすについては札幌市・全道を通じて小・中学校ともある一局部に集中する傾向が目立ち、また机・いすは小・中学校を通じて札幌市が全道の場合よりも高すぎる割合が大きく、低すぎるものは極めて少ない。とくに小学校の机の場合、第5図にみられるごとく札幌市のものが高学年になるに従って

* 机・いす高さ算定の基礎となる肘下縁高(椅坐位)および膝窩高は1年間にそれぞれ2.0~2.5 cmおよび1.5 cmのびるものと考えられるから、机高については±1.5 cm、いす高については±1.0 cmをもつて一応該当範囲とみなすべきであろう。



第5図 学会案より高・低すぎの寸法分布 (%)

高すぎの割合が大きくなっていることは注目されるべきであろう。なお、中学校の机・いすは札幌市・全道を通じて高すぎの割合が小学校のものよりも少ない。札幌市教委規準そのものを学会案と比較すれば第7表のごとく、高すぎる寸法は小・中学校それぞれ机は2.5~10.2 cm・6.2~10.2 cm, またいすは3.0~5.8 cm・3.9~6.2 cmであるが、机・いすとも市教委規準第1号(最低のもの)は「低すぎて使い難いため製作せず」との製作者の話もあり、事実この調査の結果では第1号の机・いすを使用しているものは1・2学年でもわずかに5.8%にすぎない。したがって実際は第7表の矢印のごとく使用されていると思われるが(例えば学会案の44.0 cmの机を使用すべき階層のものが51.5 cmの机を使用している), これらがこのように大きな高・低すぎの結果を生じた主な理由ではなかるうか。なお、高・低すぎの寸法は各調査票の記入寸法より第6図の方法によつて算出した。したがって高・低すぎの寸法は第6図の矢印の数だけあり、第5図はその寸法の頻度を示したものである。



第6図 学会案より高・低すぎの算出方法

5. 差尺の分布

机・いすを組合せて使用する場合、差尺(机高といす高の差)は机・いすそのものの高さと同様極めて重要である。学会案と札幌市教委規準の差尺は第8表のとおりであるが、机・いすの適正な高さの決定は、まずその使用者の体軀と作業姿勢に適合したいすが与えられ、ついでそのいすに椅坐した時の姿勢と作業に合致した机が与えられるものである。したがって両者は相互不可分の間柄にあり、単に差尺が適正であるか否かだけでその机・いすの適・不適を判断

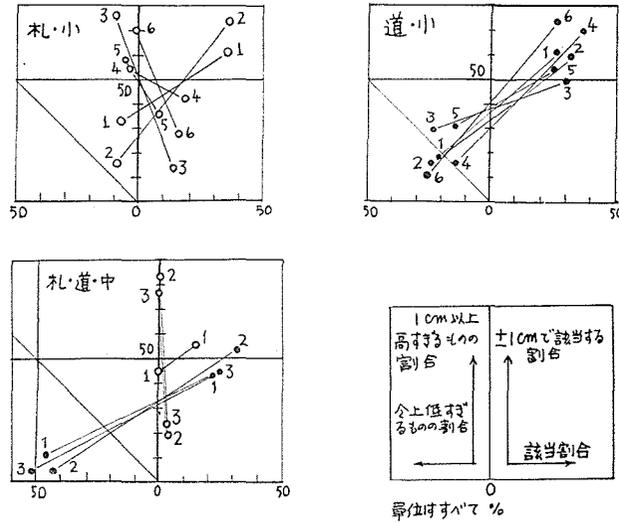
第7表 札幌市教委規準と学会案との比較単位 (cm)

		学 会 案		札幌市教委規準		差	矢印間の差	
		号数	高	号数	高			
机	小学校	1	44.0		1	46.5	2.5	
		2	48.0	↘	2	51.5	3.5	7.5
		3	51.5	↘	3	56.2	4.7	8.2
		4	55.5	↘	4	60.6	5.1	9.1
		5	59.5	↘	5	65.3	5.8	9.8
		(59.5)		6	69.7	(10.2)	10.2	
	中学校	5	59.5			(69.7)	(10.2)	
	6	63.5	↘	1	69.7	6.2	10.2	
	7	67.5	↘	2	73.7	6.2	10.2	
							(6.2)	
いす	小学校	1	22.8		1	25.8	3.0	
		2	25.1	↘	2	28.2	3.1	5.4
		3	27.4	↘	3	30.6	3.2	5.5
		4	29.7	↘	4	33.0	3.3	5.6
		5	32.0	↘	5	35.4	3.4	5.7
		(32.0)		6	37.8	(5.8)	5.8	
	中学校	5	32.0			(38.2)	(6.2)	
	6	34.3	↘	1	38.2	3.9	6.2	
	7	36.6	↘	2	40.6	4.0	6.3	
							(4.0)	

第8表 札幌市教委規準・学会案の差尺 (cm)

学 校 別	札幌市教委規準				学 会 案			
	号数	机 高	い す 高	差 尺	号数	机 高	い す 高	差 尺
小 学 校	1	46.5	25.8	20.7	1	44.0	22.8	21.2
	2	51.5	28.2	23.3	2	48.0	25.1	22.9
	3	56.2	30.6	25.6	3	51.5	27.4	24.1
	4	60.6	33.0	27.6	4	55.5	29.7	25.8
	5	65.3	35.4	29.9	5	59.5	32.0	27.5
	6	69.7	37.8	31.9				
中 学 校	1	69.7	38.2	31.5	5	59.5	32.0	27.5
	2	73.7	40.6	33.1	6	63.5	34.3	29.2
					7	67.5	36.6	30.9

することはできないが、ここでは調査対象の実態が差尺だけからみてもなお多くの問題を含んでおり、それらを明確にする意味でこれを取挙げたのである。机・いすの高さと差尺との相関的な関係はすでに第1図にみられるとおりであるが、これらのうち学会案に該当するものおよ



第7図 差尺一学会案に該当するもの・高低すぎの割合
○は札幌市，●は全道，数字は学年

び高・低すぎの割合は第7図のごとく、とくに札幌市の中学校の場合に該当するものの少ないのが目立つ。

6. 配分率

児童・生徒用の机・いすは小学校1年生より中学校3年生まで使用するから、これを何階層かに分けなければならないのは当然であるが、同一学年のものでも個々の体軀寸法の違いの外にその成長の度合と時期が異なるために数種のを配分する必要がある。全体を何階層に分割するか、各学年にどの高さの種類のをどれだけ割合で配分するかは机・いすの適正な寸法の算出と同時に相関的な視野から決定されるべきであり、これがそれらを効果あらしめるか否かの決定的要素となる。通常学年別児童・生徒の体軀寸法は正規分布を示し、かつ同一の机・いすを1年間に亘つて使用しているのが現状であろうから、それらの寸法の分布や標準偏差・年間成長高・許容値・使用能率などから決定さるべきものと考えられるが、従来学級または学年への配分割合についての調査・研究例が少なく、JISでもこれに触れていないことは前述のとおりである。第5表は戦前の筆者案と戦後の学会案を例示したものであるが、これらの配分割合は基準寸法の机・いすが実際に各校で採用される場合に直ちにかつ直接的に必要なものであるから、可及的に速かに検討・決定せられねばならぬものである。

§4. 総括

以上の結果を総括すれば次のとおりである。

1. 1・2人用机の使用状況

1・2人用机の使用状況は、中学校では1人用机が札幌市・全道それぞれ95・78%と多く、

小学校では札幌市が64%で、かつ2人用机を使用している学校でも順次1人用机に切替えようとする気運がみられるが、全道では2人用机を使用している学校が90%と圧倒的に多く、かつ1人用机に切替えようとする傾向もつまびらかでない。

2. 机・いすの高さの階層数

机の高さの階層数は小学校では札幌市・全道それぞれ4・5、中学校では札幌市・全道それぞれ4・5が最も多く、いすの場合は小学校では札幌市・全道いずれも5、中学校ではそれぞれ2・1および3が最も多い。また1つの学年で1種類の机・いすしか備えていない学校が札幌市・全道および小・中学校を通じて40~50%を占めており、その割合は小学校では札幌市、中学校では全道の方が多い。

3. 机・いすの高さの分布

机・いすの高さの分布は、札幌市の場合には市教委の規準が強く影響しており、全道の場合には特定寸法への集中度が稀薄であるが、前記規準に近いものを使用しているごとくみられる。これらの高さを日本建築学会の規準案と比較すれば両者とも概して著しく高く、その差は机では4~14cmいすでは2~8cmに及び、とくに札幌市の小学校の場合は高学年になるに従って高すぎる度合が大きくなる。

4. 差 尺

差尺については、とくに小学校の場合札幌市では高すぎるものが多く、全道では高・低相半ばし、中学校の場合は札幌市では高すぎるものが極めて多く、全道では低すぎるものの方が多い。

以上要するに、1人用機の普及率は中学校よりも小学校、札幌市よりも全道において少なく、とくに全道における普及率の少ない点が注目される。また、机・いすの高さの階層数は市・全道および小・中学校を通じて概して過少であり、とくに、小・中学校で1学年に1種類しか備えていないものが道・市を通じて約半数にも及んでいる点は問題とされてよい。なお札幌市・全道を通じて机・いすの高さが高く、とくに日本建築学会案の基準寸法との差が著しい点と差尺の重要性についての一般の認識に疑問のもたれる点は再検討を必要とするであろう。

あ と が き

元来これらの生活用具の寸法は使用者のそれに関係する体軀と姿勢の寸法がその用具の寸法算定の基礎にならなければならないことはここに繰返すまでもないが、机・いすのごときとくにこの点に厳格でなければならないはずの体軀の支持用具でさえ実際には前述の如く必ずしも満足すべき状態でない事実は問題とされねばならない。例えばいすの座面高を決定する基礎となる下腿高または膝窩高については戦後ほとんどその測定が行われておらず、近時ようやく適正な寸法の学校用具の必要性が注目されるに及んで2~3の局地的・断片的な計測が行われたに過ぎない。とくに机・いすは児童・生徒の学習能率・健康に重大な影響をもつものである

から、児童・生徒の全国的な指定体格検査測定項目中に身長・坐高と並んで下腿高をも含めるべきであつて、これは戦後児童・生徒の体軀の発育の目覚ましい実状に鑑み一層強調されて然るべきものとする。なおこれらの測定に基いた用具寸法の適正化とともにそれらの材料・重量・強度・使い良さ・色彩・価額・量産化などについても総合的な調査・研究・試作が必要であろう。筆者らは本研究と平行して札幌市内の小校学で使用されている木製机・いす(新旧のもの)について重量・破壊強度などの予備実験を行つたが、それらの結果からみても、校具についての総合的な試作・研究の必要が痛感された。今回は北海道における小・中学校の机・いすの基準寸法とその使われ方の実態について調査した結果を報告し、その問題点を指摘するに止まつたが、さらに児童・生徒の体軀寸法の測定にもとづいた基準寸法および配分方法の規準を作成し、札幌市教委規準および学会規準案を再検討することによつて本道における学校用机・いすの寸法および配分の規準を確立したいと考えている。

この調査・研究にあつて資料を提供された文部省教育施設部の大串・川崎両氏および道教委設備課・市教委庶務課・用度課の諸氏ならびに直接調査に協力された各学校長・担当教官の方々に厚く謝意を表する。本研究は北海道科学研究補助金の交付を受けたものである。

注および参考文献

- 1) 文部次官(南星)通牒：学校用机・腰掛の標準に関する件。大正10年8月22日。
この通牒では姿勢・机・腰掛・尺差についてその寸法を規定しているが、その中で「机・腰掛はなるべく1人用が望ましい」とあるのは興味深い。
- 2) 吉武・守屋・船越・高瀬：建築諸設備の高さに関係する人体寸法の研究。建築学会研究報告、第24号、p. 317, 昭和28年10月。
建築学会建築設計計画規準委員会第6分科会：建築の人体物品寸法並びに室面積算定資料。
松本文郎：鋼材を用いた学校用机・椅子の覚え書。工芸ニュース, Vol. 24, No. 5, p. 3。
産業工芸試験所意匠部：学童用机・いすの標準寸法。工芸ニュース, Vol. 24, No. 8, p. 26。
- 3) 文部省管理局教育施設部指導課：児童・生徒用の机といす(一般教室用)の調査について。昭和30年抽出率は小・中学校とも2%。
- 4) 昭和27年に制定された日本工業規格「学校用家具 JIS. Z 5301」では2人用机となつてはいるが、1人用のものは高さは同じで巾60cm・奥行40cmのものを基準とする予定。
- 5) 調査票に記入報告された机・いすの寸法は工作・測定および尺からcmへの換算の際の誤差の外に長期間の使用による磨耗などのために種々の測定値が記載されたと思われる節もあり、これらをそれぞれ別種類のもののみならずべきかどうかは問題であるが、工作時の誤差・磨耗などについては購入年度によつて同一寸法のものが相当数同時に購入され、かつ同じ期間使用されている現状から実質的に別な種類のものとして分離すべきであると考え、調査票に記載された測定寸法をそのまま採用することとした。